

省エネルギー設備等導入促進リース事業支援事業補助金交付要綱、実施要領  
及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表

令和3年9月末現在

1. 基金の概要

基金(事業)の名称	省エネルギー設備導入促進リース事業(低炭素リース信用保険)
法人名	一般社団法人 低炭素投資促進機構
基金額(国庫補助金相当額)	8,000百万円(8,000百万円)
基金事業の目的	エネルギー環境適合製品の需要の開拓を図ることを目的としている。
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」(以下「低炭素法」という。)に基づき、中堅・中小企業を中心にリース取引による高効率工作機械等の「エネルギー環境適合製品」の導入を行いやすくするための保険制度を措置。具体的には、低炭素法に基づき、保険業法にかかわらず、需要開拓支援法人が、エネルギー環境適合製品に係るリースについて、リース先企業の倒産等により回収不可能となった残リース料の一部を保険金として支払う内容の保険契約をリース会社と締結することを可能とする措置を講じている。
基金事業を終了する時期	本基金事業は、低炭素法に基づき実施されており、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)により例外とされているもののうち、「法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業」に該当するため、終了期限の設定は行っていない。
次回の見直し時期	—
基金事業の目標	(基金事業自体が、中小企業等におけるエネルギー環境適合製品の導入促進を目的としつつ、経済危機等により保険事故が急増した場合の保険金支払に備えて危機時準備金を保有しておくためのものとなっており、目標値の設定は困難。)

2. 見直し結果

項目	講ずる措置	
<p>実施した見直しの概要 (平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))</p>	<p>「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」等に基づく経済産業省による指導監督に加え、平成30年度の「秋の年次公開検証」における指摘を踏まえ、基金規模の妥当性や基金事業での実施の妥当性等について点検した。その結果、危機事故率について見直しを行い、基金の不用額の国庫返納を実施した。</p>	
<p>目標達成の評価</p>	<p>—</p>	
<p>基金の保有割合</p>	<p>0.99</p>	
	<p>基金の保有割合の算出</p>	<p>【算出根拠】</p> <p>■計算式 保有割合(0.99) =①6,909百万円÷(②5,306百万円+③303百万円-④142百万円+⑤915百万円+⑥565百万円)</p> <p>■各項の内容 ①令和2年度末基金残高 ②最大必要保険金額 ③管理費見込額 ④運用収入見込額 ⑤後年度負担事務に要する費用 ⑥事業費(支払保険金)見込額</p> <p>【算出根拠に用いた事業見込みの考え方】</p> <p>■計算式 ②最大必要保険金額(5,306百万円) =(A)185,857百万円×(B)50%×((C)6.37%-(D)0.66%) ③管理費見込額(303百万円) =(E)70百万円+(F)69百万円+(G)50百万円+(H)39百万円+(I)31百万円+(J)24百万円+(K)20百万円 ④運用収入見込額(142百万円) =(L)20百万円+(M)20百万円+(N)20百万円+(O)20百万円+(P)20百万円+(Q)20百万円+(R)20百万円 ⑤後年度負担事務に要する費用(915百万円) =(S)395百万円+(T)295百万円+(U)150百万円+(V)75百万円 ⑥事業費(支払保険金)見込額(565百万円) =(a)83百万円+(b)88百万円+(c)81百万円+(d)82百万円+(e)83百万円+(f)74百万円+(g)74百万円 ※端数処理の影響により計算式どおりの合計とならないことがある。</p> <p>■各項の内容 (A) 令和9年度における保険引受残高見込額 (B) 補填割合(%) (C) 危機事故率(%) (D) 通常事故率(%) (E)~(K) 令和3年度~令和9年度の管理費見込額の合計 (L)~(R) 令和3年度~令和9年度の運用収入見込額の合計 (S) 事業終了後1~5年目費用見込額の合計 (T) 事業終了後6~10年目費用見込額の合計 (U) 事業終了後11~15年目費用見込額の合計 (V) 事業終了後16~20年目費用見込額の合計 (a)~(g) 令和3年度~令和9年度の事業費(支払保険金)見込額の合計</p> <p>■事業見込みに用いた指標の積算根拠 (A) 「令和9年度における保険引受残高見込額」は今後の保険引受見込額および平均保険期間(7年)を踏まえて、以下の合計にて算出している。 令和9年度における保険引受残高見込額 =令和3年度引受保険金額見込(32,000百万円)×(1/7)+令和4年度引受保険金額見込(47,000百万円)×(2/7)+令和5年度引受保険金額見込(47,000百万円)×(3/7)+令和6年度引受保険金額見込(47,000百万円)×(4/7)+令和7年度引受保険金額見込(47,000百万円)×(5/7)+令和8年度引受保険金額見込(47,000百万円)×(6/7)+令和9年度引受保険金額見込(47,000百万円) (C) 危機事故率(%)は経済情勢の変化などによる危機時に想定している事故発生割合 (D) 通常事故率(%)は平常時に想定している事故発生割合 (E)~(K) 基金からの管理費の拠出は減少していくことを想定している (L)~(R) 令和3年度と同額の運用収入が継続する見込みである (S)~(V) 後年度負担事務の期間は、「最大保険期間(10年)+リース期間終了後回収にかかる期間(10年)」で20年としている。ただし、保有契約は期間の経過に伴い減少していくことから、後年度負担事務に要する費用も期間経過に伴い減少させている (a)~(g) 基金からの事業費(支払保険金)の拠出は増加していくことを想定している</p> <p>■事業見込みに用いた指標の直近における実績 直近年度(令和2年度)における実績は以下の通り。 ・引受保険金額:31,812百万円 ・管理費:50百万円 ・運用収入:39百万円 ・事業費(支払保険金):35百万円</p>
<p>使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果</p>	<p>使用見込みの低い基金等の該当の有無</p>	<p>有・<del>無</del></p>
<p>その他</p>	<p>当該基金は、中小企業等におけるエネルギー環境適合製品の導入促進を目的とし、経済危機等により保険事故が急増した場合の保険金支払のため、危機時準備金を保有する性質であり、保険事故がいつ、どの程度発生するかは、経済環境等により大幅に増減するため定量的に予測することは困難。</p>	

### 3. 運用方法

科目	当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)
預貯金	資金の安全性と流動性が確保されるため。	1,887
短期・長期信託		
有価証券		
国債		
政保債、地方債	資金の安全性と資金管理の透明性が確保され、かつ、高い運用益を得られるため。	5,000
その他社債等		

### 4. 執行状況

(単位:百万円)

			令和2年度	令和3年度見込み
収入	国費	運用収入	39	20
	国費以外	出資等	-	-
		運用収入	-	-
		保険料収入(※3)	95	102
		その他	-	-
	前年度繰り越し		6,955	6,909
合計(a)		6,994	6,929	
(事業 支出 費等)	支払保険金額(※4)		35	83
	管理費		50	70
	合計(b)		85	153
基金残高(a-b-c)			6,909	6,776
出資残高			-	-
貸付残高			-	-
債務保証残高			-	-

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務をいう。

※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日 行政改革推進本部)

※3「収入」のうち「保険料収入」については、同収入を将来の保険金支払いのための準備金として積み立てておくというリース保険事業の特性に鑑み、決算書上では「収入保険料」の科目で「一般正味財産増減の部」に計上している。そのため、同表中では参考として記載しており「基金残高」に影響していない。

※4令和3年度見込みの「支払保険金額」については、令和3年度に基金からの保険金支払が発生する見込みであるため、支払保険金見込額(115百万円)から保険金支払いのための準備金(当該年度の充当可能見込額:32百万円)を控除した「基金からの保険金支払見込額(83百万円)」を記載し、基金残高にも反映させている。